

本格的に動き出す個人金融資産：相続に着目して

宮本 佐知子

■ 要 約 ■

1. 人口減少時代に入り、わが国の個人金融資産市場は大きな転換期にある。少子高齢化進展で「貯蓄する人」が減少し「貯蓄を取り崩す人」が増えることから、個人金融資産は伸びにくい構造にある。その中で既存の個人金融資産がどう動くのか、特に、相続による資産移転は非常に重要な問題であり、筆者は長年問題提起を続けてきた。
2. 相続を通じた個人資産動向を考える上では政策面の動きにも注意を払うべきである。2013年に導入された教育資金に係る一括贈与の非課税措置や2015年からの相続税課税強化等の税制改正により、今後、将来の相続資産の一部が前倒しで動き出すと見られる。本稿ではこれら新しい政策面の動きも考慮しながら、改めて2020年までの展望を示している。
3. 金融機関の経営戦略という観点からは、少子高齢化と人口減少の進行により個人資産市場の構造変化が着実に進んでいること、それに伴って金融機関のビジネスチャンスも変化していることが重要である。相続による資産移転の問題は、金融機関に対して、「世代」「地域」という視点を浮上させると同時に、「人口動態の変化にしっかり向き合う」というリテールビジネスの課題に丁寧に取り組む必要性を明確に突きつけている。

I 人口減少の進展と個人金融資産への影響

人口減少時代に入り、わが国の個人金融資産は大きな転換期を迎えている。少子高齢化の進展に伴い「貯蓄する人」が減少し「貯蓄を取り崩す人」が増えてゆくことから、これまでのような個人金融資産の増加は見込みづらくなっている。このため今後、個人金融資産の「総額」が伸び悩む中では、その資産がどこへ集まるのかに、より注目が集まると考えられる。

筆者は2006年に相続資産の移転に関する論文によって最初に世の中へ問題提起をして以来、個人金融資産の中での重要テーマとして研究を続けており、地域金融機関を中心に様々な立場の方と議論をさせていただいているが、この問題は、わが国が人口増加時代から人口減少・大相続時代に移る中で、金融機関が取るべき経営戦略を考える上で非常に重

要な問題であるだけに、最近改めて注目が集まるようになってきていると感じている。

また、2013年に導入された教育資金に係る一括贈与の非課税措置や、2015年からの相続税の課税強化により、今後は将来の相続資産の一部が前倒しで動き出すと見られる。

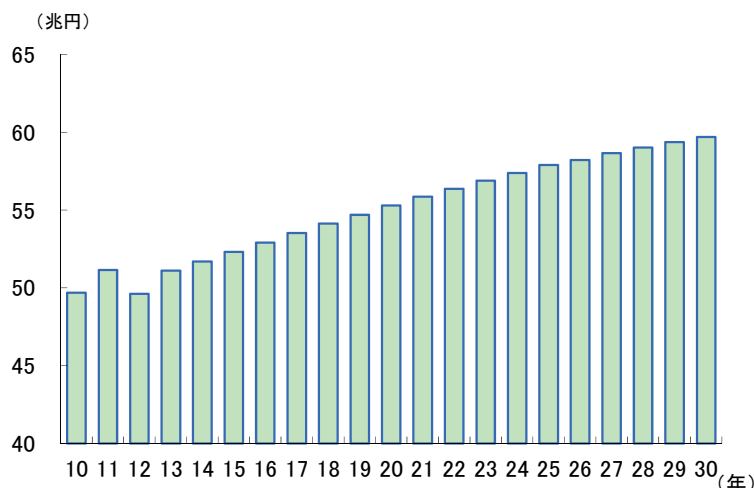
そこで、本稿では人口減少による個人資産への影響に係る議論の一環として、改めて相続の影響について取り上げる。

Ⅱ 個人金融資産の地域分布が相続で変わる

1. 高まる相続の重要性

相続資産市場の規模は、控えめに見積もっても年間約 50 兆円である。少子高齢化の進展に伴い、多くの個人資産市場が伸び悩むと見られる中で、相続資産市場は構造的に成長する見通しである（図表 1）。そもそも相続というライフイベントは、その特性として、まとまった資産の持ち主を変えてゆく。そのため、個人資産に対する相続がもたらす影響は、確実に及ぶものである。また、その重要性も、今後は更に高まってゆくと考えられる。その理由は、第一には、資産が高齢者に偏っていることが挙げられる。現在、60 歳以上の人たちが個人資産の 6~7 割を保有するが、この資産が今後、次世代へと移転されてゆくことになる。第二には、低成長の経済社会では、現役所得の相対的重要性が低下する一方で、相続資産の重要性が高まることである。第三には、少子高齢化の進展により、個人が相続を受ける機会や受け取る遺産が増えることである。

図表 1 相続資産市場の将来推計



(注) 相続税の対象とならない相続資産も含む。被相続人一人当たりの資産は横ばいと仮定。2012年までは推定値、2013年からは予想値。

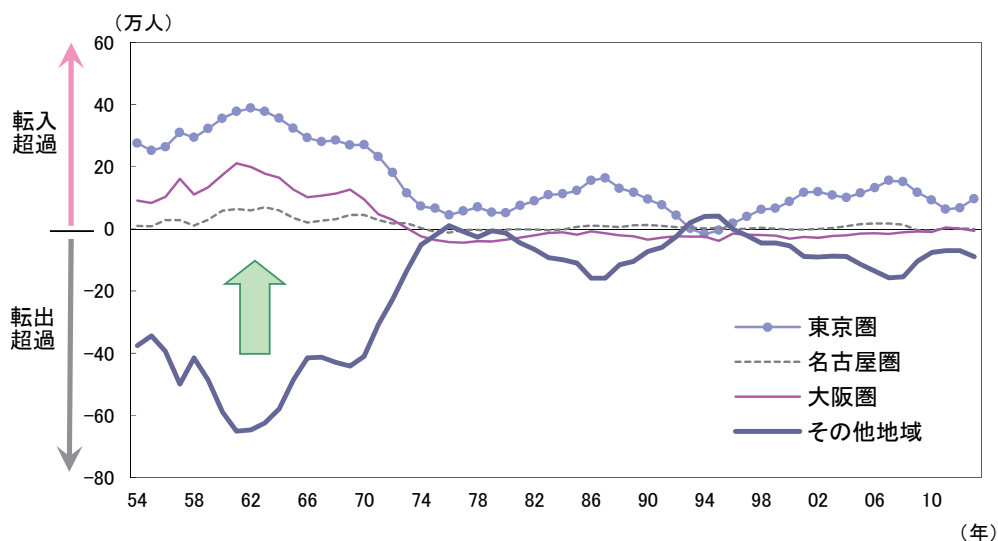
(出所) 国税庁、総務省、国立社会保障・人口問題研究所の各統計より野村資本市場研究所推計

2. 人口移動の波

このように、個人資産における相続の重要性が高まる中で、「異なる地域に住む親子間の相続」は、地域別の個人資産に大きく影響すると予想される。地域を越えて移動する人が増えると、親と異なる地域に住む子が増えるため、将来、異なる地域に住む親子間の相続も増えてゆくからである。戦後のわが国の人口移動を振り返ると、地方圏から大都市圏への移動が中心だが、個人資産の地域分布を変える要因として注目すべきは、人が移動して数十年経過した後に起こる、地方圏に住む親から大都市圏に住む子への相続を通じた資産移動である。図表2で地域間の人口移動の推移を確認すると、高度成長期には現在の3倍以上もの人数が毎年、地方圏から大都市圏へと移動しており、その後のオイルショックやバブル期を経て小規模なものとなっていく。ここで注目したいのは、高度成長期に地方圏から大都市圏へ移動した若者が今や、親から資産を相続する年齢に達していることである。

相続に関する公表データは限られており、遺産とそれを相続する子の所在情報を直接把握することは難しい。親子の別居状況に関する調査統計はあるものの、別居地域サンプルがきわめて限られ実態の一部しか反映できず、相続時期の特定もできないからである。そのため、本稿では（これまでの拙稿と同様に）、人口や資産等の統計を精査してから、都道府県ごとに起きている人口移動の波と資産移動の波を捉えられるよう推計することで、相続による移転資産額と時期を特定した。

図表2 大都市圏と地方圏との人口移動



- (注) 1. 大都市圏とは、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、名古屋圏（岐阜県、愛知県、三重県）、大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）であり、総務省の区分に従った。これ以外の地域を「その他地域」とした。1973年から沖縄県のデータを含む。
2. 数字は各地域における総転入者数と総転出者数の差に相当する純転出入者数で、対象は日本人である。

(出所) 総務省統計より野村資本市場研究所作成

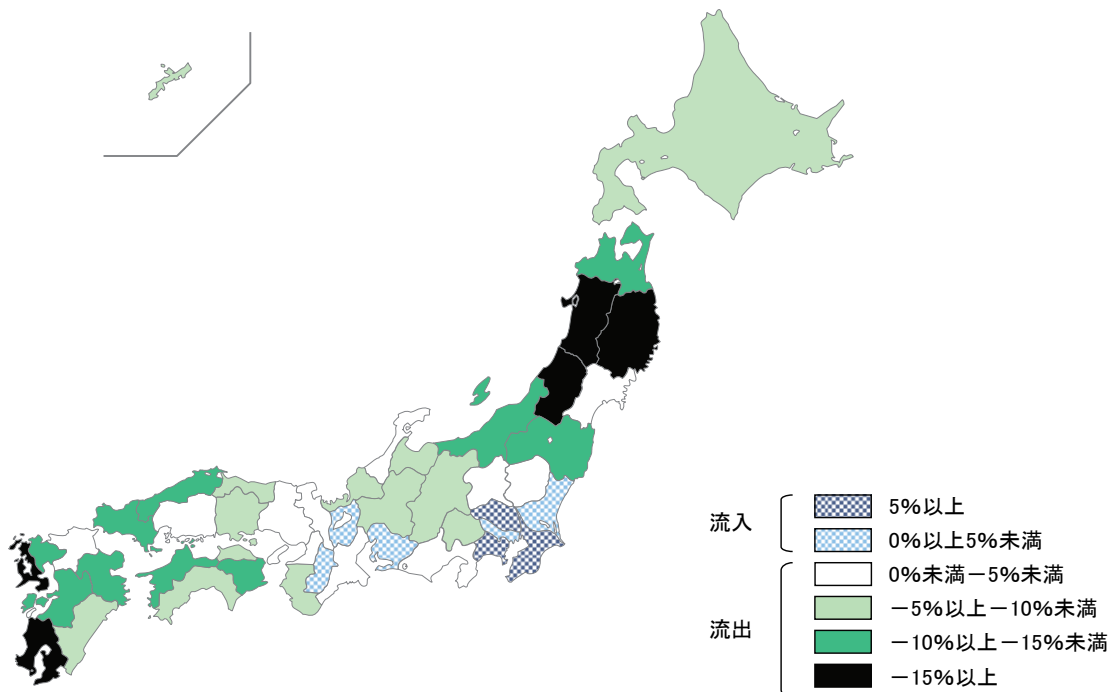
3. 相続による資産移動の波

2020年までの10年間に、相続を通じて地域を移る資産が個人金融資産に及ぼす影響を推計した結果が図表3である。これによると、他県から相続資産が純流入する地域は限られており、地域個人金融資産の増加割合が大きい地域は埼玉県、千葉県、神奈川県の間である。逆に、他県へ相続資産が純流出する地域は圧倒的に多く、地域個人金融資産の減少割合が大きい地域は、山形県、秋田県、長崎県の順であり、地域個人金融資産の2割相当が流出すると見込まれる。この結果を解釈すると、次のようになる。

第一に、東京と大阪の大都市圏では、相続を通じて資産が純流入すると見込まれ、特に東京圏では流入額もその影響も大きい。ただし純流入額は、東京圏では東京都ではなく神奈川県、埼玉県、千葉県の順に多く、大阪圏では大阪府ではなく奈良県、滋賀県が多い。この背景には、進学や就職等で地方圏から大都市圏へ移った当初は東京や大阪といった都心へ向かったものの、最終的な住まいは都心ではなく郊外に求めた人が多かったことが考えられる。同様の理由で、東京都も区部と市部に分けると状況が異なり、市部の方が他地域からの資産純流入が多い。

第二に、上記の二大都市圏以外については、地域経済圏の中心県では資産が純流入するか、純流出であっても影響は軽微である。具体的には、資産の純流入が見込めるのは愛知

図表3 2020年までの10年間に相続がもたらす地域個人金融資産の変化



(出所) 野村資本市場研究所推計

県である。また、福岡県、広島県、宮城県¹では資産が純流出するものの、その影響は相対的に小さい。しかし、その他の地域では、資産純流出の影響が相対的に大きくなっている。

なお、本稿では2020年までの10年間の影響を示しているが、これは金融機関の中期経営計画期間を念頭に分析の精度を上げようとしているためである。簡略的なやり方では、①一次相続・二次相続の問題、②不動産売却時期の問題、③相続税制など税制変更の影響、など重要な動きを無視することになりかねず、現実的でない試算をするリスクがある。例えば、相続資産の地域移転ということを考えたとき、「地方の金融機関が東京圏の金融機関と連携する」というストーリーはイメージしやすいが、実際にデータを使って「望ましい地域金融機関の連携」を分析すると、最適解が「東京圏以外との連携」という結論になったパターンもあった。このため、多くのデータを使って多面的な分析を試みている。

Ⅲ 税制改正により将来の相続資産が前倒しで動く

このような相続を通じた個人資産の動きを考える上では、政策面での動きにも注意を払うべきである。個人の資産選択行動は税制の影響を受けるが、足下では特に影響しそうな動きが下記の二点である。

第一に、2013年度税制改正により創設された「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」である。これは、例えば祖父母から孫へ教育資金が一括贈与された場合、1,500万円まで贈与税が非課税となる措置である。2013年4月1日から2015年12月31日までに行われる贈与が対象となり、受贈者が30歳の誕生日までに贈与された資金を教育資金として利用した分に対して適用される。

この措置に対し、金融機関側では対応商品の投入が進んでいる。預金取扱機関での取組みを大別すると、①専用普通預金口座の提供、②信託銀行との提携、③その他となるが、①の専用普通預金口座の提供が最も多く、手数料無料・最低利用額1円とする口座が多い。足下では、取扱金融機関数の増加は一服しつつあり、2014年3月末までに第一地方銀行64行のうち59行（92%相当）が、第二地方銀行41行のうち18行（44%相当）が取扱を開始した。

信託銀行での対応商品である教育資金贈与信託の取扱実績は、着実に伸びている。信託協会の発表²によると、2014年6月末時点の大手信託4行の信託財産設定額合計は5,193億円、契約数は7万6,851件に達し、1件当たりの平均は676万円である。

2014年8月に公表された金融庁の平成27年度税制改正要望³では、2015年末までの時限措置である同措置について恒久化が要望されている。同措置の利用者が増えていることもあり、対象期間は延長される可能性が高いと見られる。

¹ 本稿の試算では震災の影響を反映できていないが、宮城県の地域経済圏における相対的な位置づけは震災後にはむしろ高まっていると見られ、ここで示した結論をサポートすると考えられる。

² <http://www.shintaku-kyokai.or.jp/news/news260801.html> 参照。

³ <http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20140829-9/01.pdf> 参照。同措置は文科省との共同要望でもある。

第二に、2015年1月から相続税の課税が強化され、基礎控除額及び税率構造が見直されることである。特に影響が大きいと見られるのは基礎控除額の見直しであり、具体的には、改正前は「5,000万円+1,000万円×法定相続人の数」であったが、改正後は「3,000万円+600万円×法定相続人の数」となり、改正前の水準に比べて4割引き下げられる。財務省では年間2,570億円の税収増を見込んでいる⁴。

この改正により、これまで相続税の課税対象とならなかった人も、2015年からは課税対象になる可能性が高くなる。基礎控除額は、バブル期の地価高騰に伴う負担調整のため、累次にわたり引き上げられたが、90年代以降に資産価格が下落しバブル期以前の水準に戻った後も、そのまま据え置かれてきた。そのため、相続税基礎控除額は家計平均資産額を上回り、ほとんどの人は相続税の対象とならない状況が続いてきた。しかし、今回の改正により、基礎控除額が引き下げられる結果、家計平均資産額を下回ると予想される。そのため、被相続人のうち相続税の対象となる人の割合は、足下では4.2%であるが、2015年には6%程度へ増加すると考えられる。もちろん、この割合は大都市圏ほど高く、直近では東京都、愛知県、神奈川県の順に高いが、地方圏も含めてどの地域においても増加すると見込まれる。

現在の政策議論においては、高齢者に偏在する資産の世代間移転を促し家計間の相互扶助を図ろうとする流れや、財政状況が厳しく消費増税が見込まれる中で負担の公平感を期そうとする流れがある。そのため、相続税課税の強化は2015年で終了するものではなく、今後も更に強化されてゆく可能性が高いと考えられる。一方で、贈与税については、前述の教育資金一括贈与に係る非課税措置や贈与税率構造の緩和、相続時精算課税制度の適用要件の見直しといった、緩和措置がとられている。

これらにより、今後は相続税の対象となる人や、自分も対象になるかもしれないと考える人が増えてゆくと予想される。その結果、将来の相続資産が、現実に相続が発生するのを待たずに、贈与によって前倒しで動く可能性が高くなったと考えられる。

金融機関の経営戦略という観点からは、少子高齢化と人口減少の進行により、個人資産市場の構造変化が着実に進んでいること、それに伴って金融機関のビジネスチャンスも変化していることが重要である。相続による資産移転の問題は、金融機関に対して、「世代」「地域」という視点を浮上させると同時に、「人口動態の変化にしっかり向き合う」というリテールビジネスの本来的な課題に丁寧に取り組む必要性を明確に突きつけている。

⁴ 2012年の相続税収は1兆2,446億円であり、増収分は20%に相当する。